

Kinki Kyosai DISCLOSURE

2020

<https://www.kinkyō.or.jp>

近畿共済の現状
2020

Kinki Kyosai

DISCLOSURE

2020

近畿共済の現状

組合の概要 (令和2年3月末現在)

名 称	近畿交通共済協同組合 (略称 近畿共済)
所 在 地	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2 (大阪府トラック総合会館内)
設 立 日	昭和45年8月27日
組 合 員 数	3,316事業所
出 資 金	2億474万円
総 資 産	218億3,487万円
役 員 数	110名
職 員 数	106名

CONTENTS

理事長あいさつ	1
組合のビジョン	2
創立50年を迎えて	4
事業の概況	6
組合運営の仕組み	10
法令遵守の体制	11
リスク管理の体制	11
員外利用の管理の体制	13
裁判外紛争解決制度	13
商品の概要	14
契約の概要	16
事故処理サービス	18
事故防止サービス	20
トラック共済のネットワーク	22
資料編	23

※本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2および同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



近畿交通共済協同組合
理事長 小田原 武

ごあいさつ

謹啓

トラック運送事業者の皆様には、日頃より近畿共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。私どもの事業概況、財務状況を皆様にお知らせするためにこの冊子を作成いたしました。本誌をご覧いただき、近畿共済の事業に一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

近畿共済は、万国博覧会が開催された昭和45年に、大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として、全国に先駆けて設立されました。それから順調に業容を拡大して奈良、和歌山、滋賀、京都を加えた2府3県で、自動車共済を中心に事業を展開して、平成13年10月には、トラック共済の全国組織である交協連を窓口に自賠責共済に参入、さらに近畿共済本体では取扱っていない損保の商品を販売するキンコウセーフティ(株)を設立して幅広くトラック運送事業者のニーズに応えてまいりました。我々トラック運送業界は、規制緩和の結果、過当競争による運賃の低下や労働力の不足に加えて、働き方改革の推進によって、企業存亡の瀬戸際にたたされております。この時代に近畿共済は、損保の攻勢が年々激しくなるなかで、トラック運送事業者に支持されるサービス、商品を提供して、組合組織全般に透明性の確保、健全性を確立して運営全般に法令等の遵守に努め、人材の育成、組織の整

備を進めて万全の事務局体制を構築して、執行部の管理、指導のもとに開かれた組合運営を目指してまいります。2020年3月4日に組合創立50周年記念式典・祝賀会をご来賓、組合員の多数のご参加の下で盛大に開催いたしました。組合の決算では契約の増加と事故の減少により、6億2千2百万円余の経常利益を計上して、2億5千6百万円余を利用分量配当として組合員の皆様に還元いたしました。

年初よりの新型コロナウイルスの感染拡大により日本経済は多大な打撃を受け、景気の後退が伝えられ、トラック運送業界も大きな影響を受けております。本年の業務推進では、事故の解決にあたっては、被害者救済を念頭におきながら、契約者に納得していただける事故処理を行うことに徹してまいります。次に、事故防止につきましては、道路という公共財を使用しているトラック運送事業者の社会的地位の向上のために、事故防止の様々な講習会の開催や、事故防止器材の普及に努めてまいります。さらに共済運営の基盤は契約の拡充にあるということを肝に銘じて、未契約、未加入の事業者の皆様積極的に働きかけてまいります。厳しい経営を強いられているトラック運送事業者の経営の一助となるべく、これからも運営してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

敬具

近畿共済のめざすもの

近畿共済を取りまく環境変化

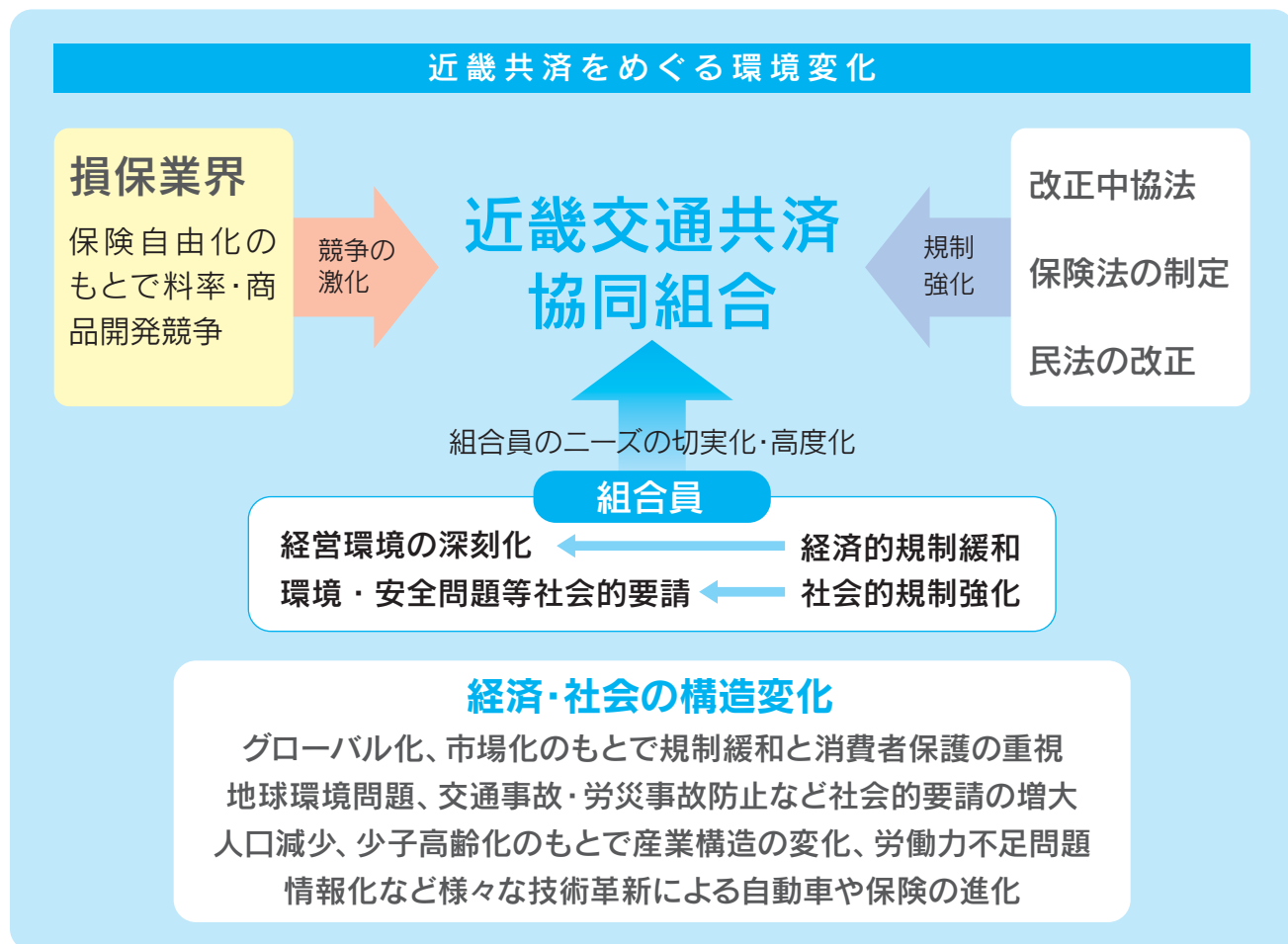
近畿共済の組織基盤であるトラック運送業界においては、近年の環境問題や安全問題などの社会的要請に対するコスト負担に加えて、かつてない深刻な人手不足が社会全体の問題となっています。ドライバー確保のために長時間労働の是正、生産性向上による賃金水準の向上など労働環境・条件の改革が不可欠であり、その原資を確保するための適正運賃の収受、政府全体で取り組む「働き方改革」を新標準運送約款と改正貨物自動車運送事業法をテコとしてすすめることが課題となっており、極めて厳しい経営環境にあります。

一方損害保険業界は、保険の自由化以降、激的な商品や価格競争が展開されてきましたが、主力の自動車保険分野では人口減少・少子高齢化や新車販売の不振により大幅な市場拡大が見込めないなか、一方において自動運転など自動車の機能や情報通信技術の革新により保険とITを結合した「インシュアテック」など新たな商品やサービスの開発が展開され、

損保各社の競争は一段と激しさを増しています。

こうした厳しい状況のもと、当組合においても、損保会社との競争や損害賠償水準の高額化などに加えて、消費税増税や民法改正の影響で収益環境の厳しさが増えています。一方で、保険業法により共済事業が保険業と規定され、近畿共済の根拠法・監督法である中小企業等協同組合法が会社法や保険業法に準拠した内容で平成19年4月に改正施行されました。さらに、平成22年4月施行された保険法では共済契約も対象となるなど、協同組合が実施する共済事業に対して保険と同一の規制を図る一連の動向のもとで、事業運営の健全性や透明性の確保をはかり、コンプライアンスの確立が厳しく求められています。

近畿共済は、組合員、契約者の皆さまの信頼に應えるため、こうした環境変化に対応しつつ、組合の存在意義を輝かせ、事業基盤を将来にわたり確固たるものとするため大胆かつ堅実な事業運営を行っていきます。

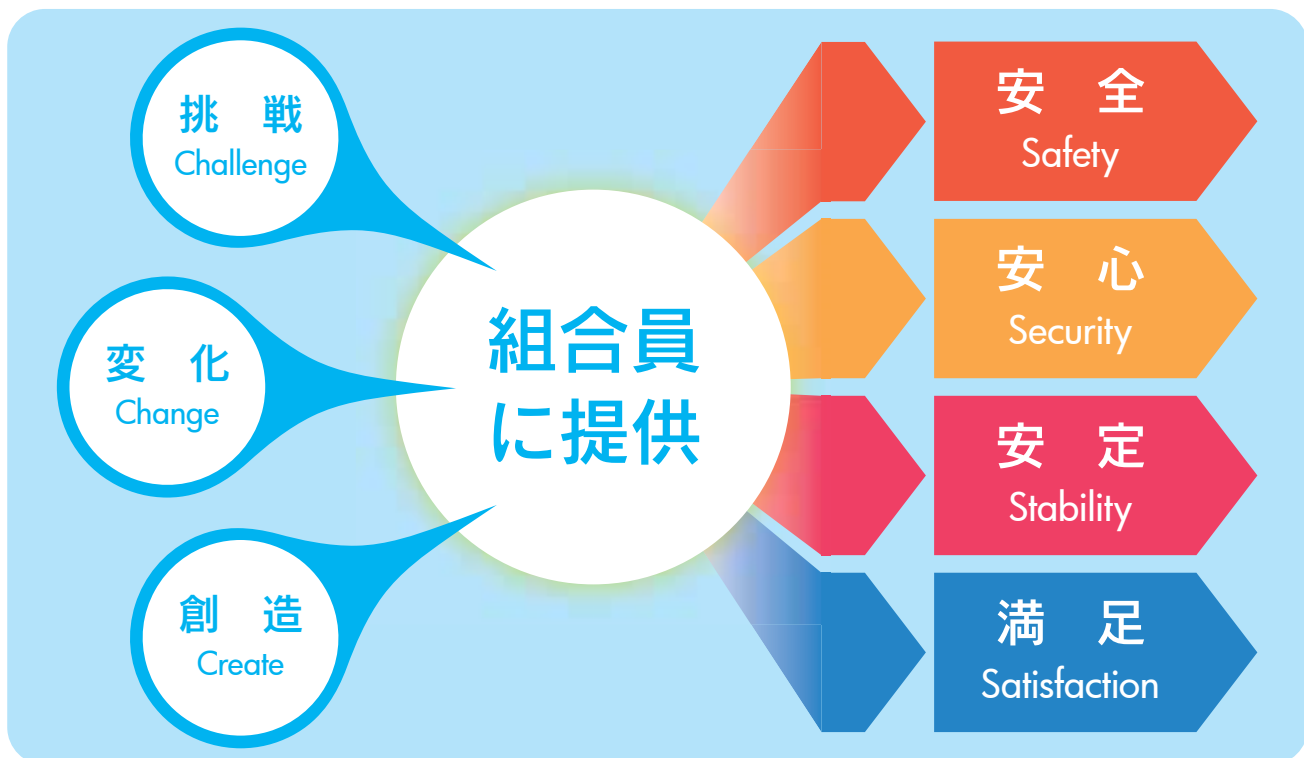


新しい時代における近畿共済のビジョン

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力による契約獲得費用の節減や交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率に対して比較して優位な安い共済掛金を維持する努力をしてきました。

しかし、当組合も市場化や保険の自由化の進展のもとで他社との競争を余儀なくされ、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためには、組合員のニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により独自の信頼とブランド力で差別化を図っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本理念を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟な対応を図りつつ今後の事業展開をしていきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品の企画開発と信頼されるサービスの提供
2. 公平性のある共済掛金設定と厳格な収支管理による安定した運営基盤の確立
3. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献
4. 組合員と組合の「顔と顔が見える」地域に密着したコミュニケーション、ホスピタリティを大切にす運営と共済推進体制の質的向上
5. コンプライアンスの推進とリスク管理の強化による健全な事業管理態勢の確立



創立50周年を迎えて

近畿共済は、2020年(令和2年)創立50周年を迎えました。

1970年(昭和45年)、交通事故が多発し「交通戦争」と言われる状況の中で、損保業界の厳しい引受姿勢に直面したトラック運送業界が企業防衛のため自らの手で「大阪府交通共済協同組合」を設立しました。その後、奈良、和歌山、滋賀、京都に事業区域を拡

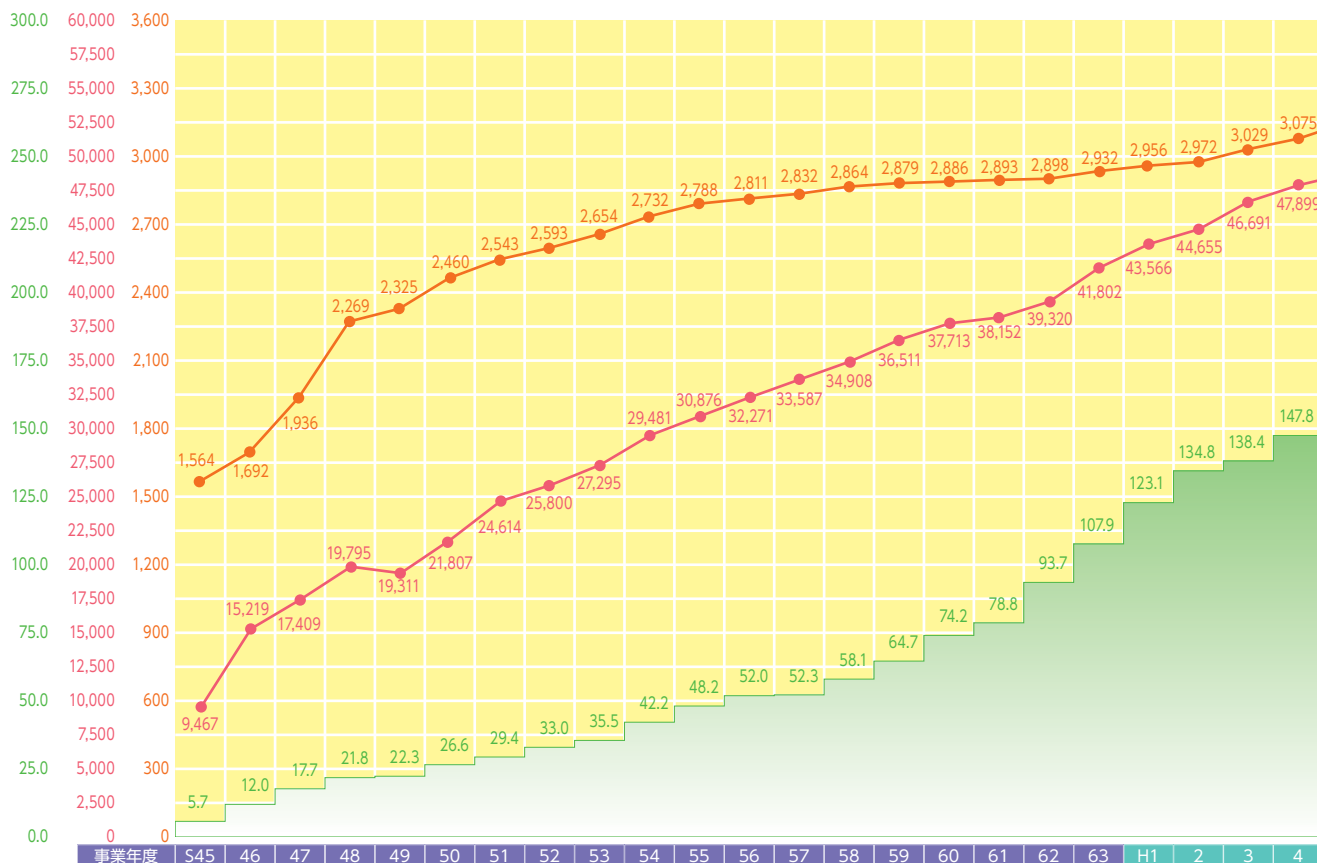


創立50周年記念式典 (2020年3月4日 ホテルニューオータニ大阪)

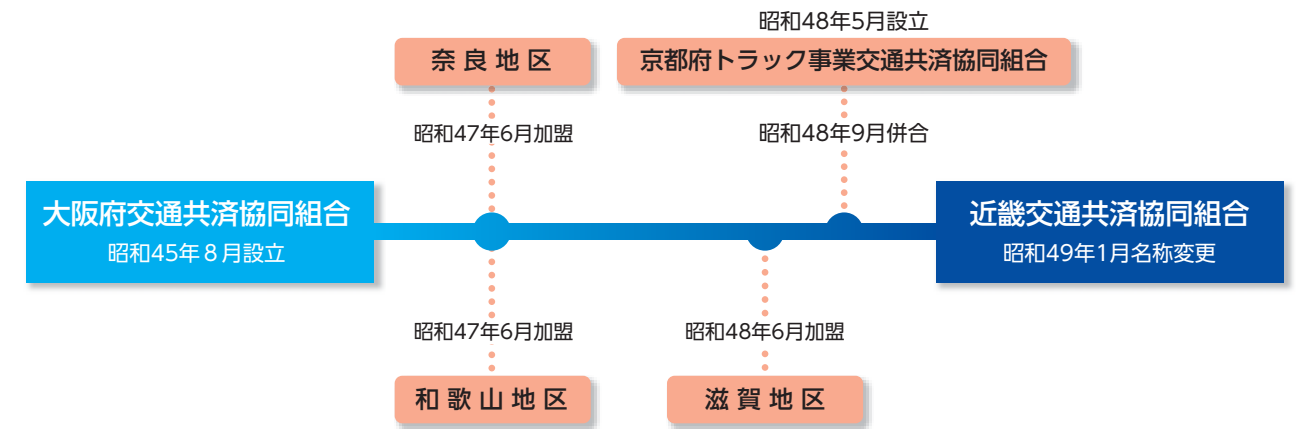
大し、昭和49年1月「近畿交通共済協同組合」と改称し、以降、組合員の経営の安定と安心を提供できるように、共済商品、サービスを拡充して今日まで事業運営してきました。

今後も、協同組合の原点である相互扶助の精神を根本に、新たな時代の変化に対応して、共済事業を一層充実発展させていきます。

近畿共済の推移



近畿共済の系譜



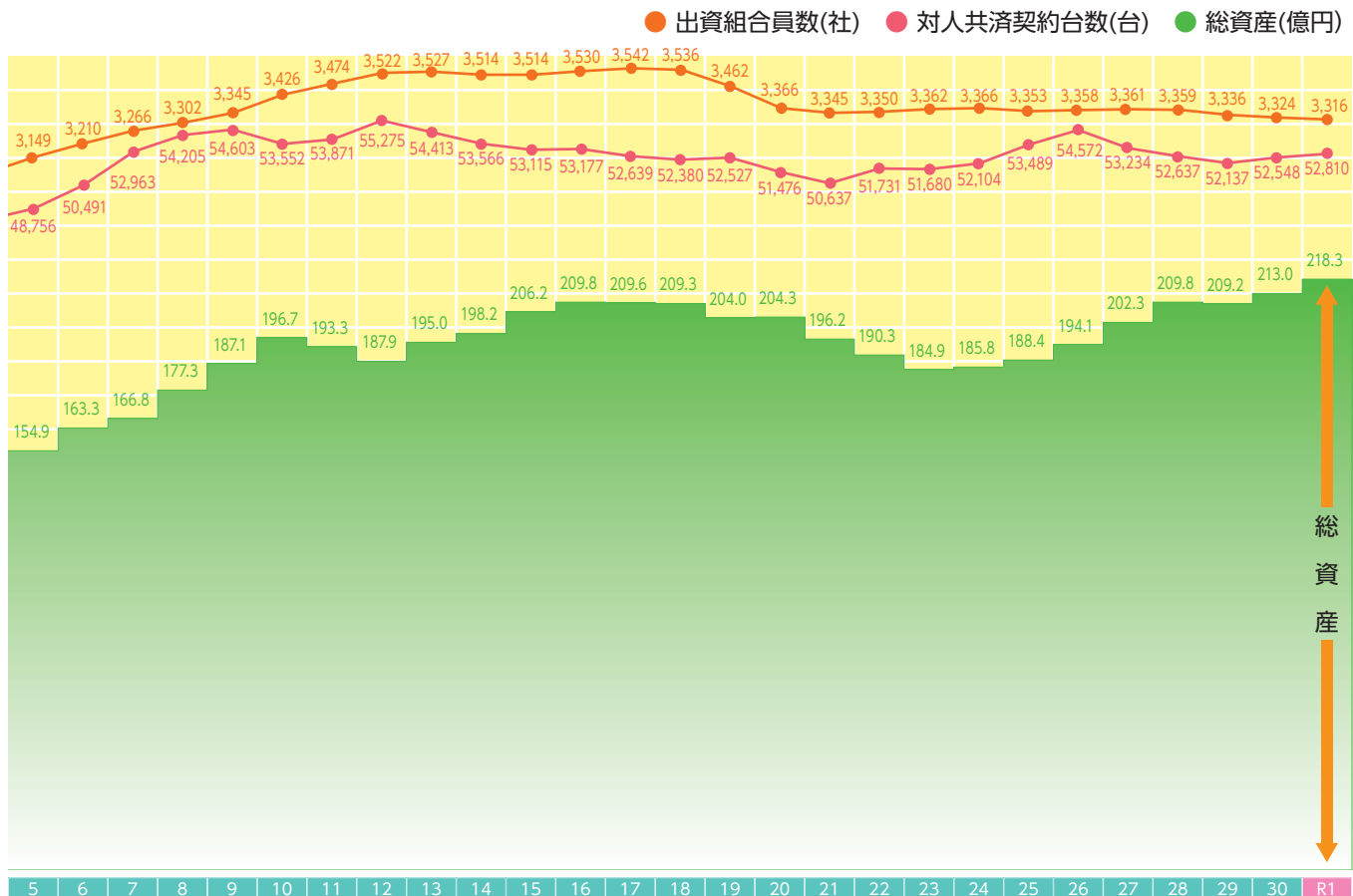
創立総会



1972年交協連創立総会



1980年創立10周年記念式典



令和元年度 事業の概況

令和元年のわが国経済は、71カ月にわたり続いた景気拡大期間が前年10月に終わり、後退局面に入りました。この間の景気は、政府の財政出動や日銀の異次元の金融緩和に加えて外需依存により支えられてきましたが、米中貿易摩擦の激化により、中国への輸出不振に伴い生産が停滞し、雇用にもその影響が波及してきたところ、10月の消費税増税によって個人消費が落ち込むことで景気の悪化が一段とすすみました。さらに、年度末に新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に一段と経済活動が抑制され、非常に厳しい状況となりました。

こうした厳しい経済環境のもとで、貨物運送業界においては、全体に荷動きが悪化し、加えて深刻な労働力不足に対し、作業環境・条件の改善が不可欠

の課題となっており、その原資を確保するための適正運賃の収受が求められ、非常に厳しい経営状況にあります。一方、損保業界は、3メガ損保グループ体制となって以降、収入保険料は拡大基調にあります。新車販売台数は減少傾向にあり、消費増税や民法改正にともなう保険料の引き上げにより、競争の激化も見込まれます。

このような当組合を取り巻く厳しい現状において、当組合は、法令遵守や事業の健全性を図る制度対応および収支管理の徹底を行いながら、厳しい経営環境にある組合員の経営の一助となるように共済事業推進に取り組んだところ、次のとおりの結果を得るところとなりました。

1. 契約推進

本年度は、新搬送引取費用特約の付帯拡大の取組み、台風21号や西日本豪雨災害からのニーズ喚起による車両共済の掛金増収が寄与し、共済掛金収入が2年連続で前年度を上回ることができました。また、新規契約推進のためのキャンペーンなどの契約推進活動を展開し、61社の新規契約を獲得したほか、早期の契約継続に取り組みました。その結果、すべての自動車共済が2年連続で期首台数を上回ることができました。対物、車両および搭乗者共済が契約推進目標を達成できました。

2. 事故発生状況

本年度は、すべての自動車共済および労災共済事故発生件数、事故率が減少しました。対人および搭乗者共済の発生件数、事故率は5年連続で減少となっています。車両共済事故は昨年から大幅に減少しました。対人事故死者数は、12人減少して14人となり、組合創立以来50年間で最少となりました。

3. 事故処理

本年度は迅速・適正な損害査定に重点をおいた事故解決に努めたところ、すべての共済の未済件数が事故発生数の減少もあり減少しました。

4. 事故防止対策

本年も事故防止活動を当組合が取り組むべき最重要課題であるという認識のもと、事故多発事業所に対し、積極的な個別訪問指導を行うなど、個別事業所対策に重点を置き、そのなかで個別講習会の開催、運転適性診断車巡回サービスの実施、アクセスチェッカー・ミニ（可搬型運転操作検査器）貸出サービスの実施、事故防止機器購入の助成、優良ドライバーコンクール等の実施などの対策に取り組みました。

5. 制度の改定、規程の制定

自動車共済規程（規程、約款）を一部改定しました。自動車共済約款について、自損減収補償共済金の規定変更および搬送引取費用特約における共済範囲の拡大を行ったほか、自動車共済契約申込書の提出方法の変更などを行いました。（令和元年12月6日 第105回臨時総代会）

令和元年度の収支の状況

令和元年度は、自動車共済の契約台数の増加により、正味共済掛金は74億8,449万円と前年度より1億5,576万円（2.1%）増加し、これに支払備金戻入や責任準備金戻入、資金運用益等を加えた経常収益は前年度比2億5,467万円減の187億3,043万円となりました。

一方、全共済事故の発生件数減少により支払共済金は2億4,039万円（4.7%）減の48億9,431万円、また支払備金（繰入）は71億1,370万円と1億2,582万円増加となり、事業費や一般管理費削減の努力も行った結果、経常費用は、3億1,142万円減の181億839万円となりました。

この結果、今年度の経常利益は、6億2,204万円となり、特別損失を控除した税引前当期利益は5億3,185万円を計上することができました。

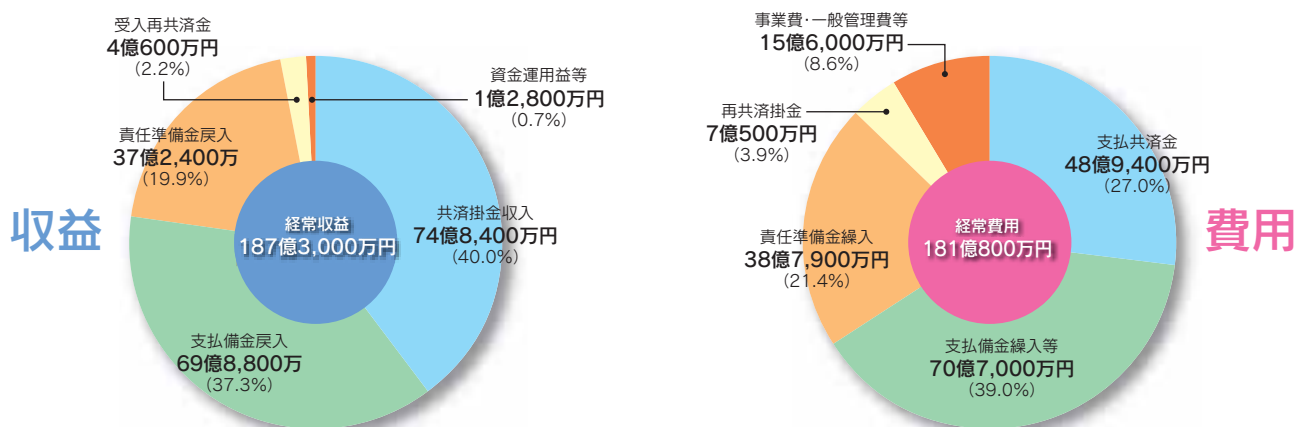
共済種目別の収支状況については、対人共済が再び赤字になったものの、他の全自動車共済および労

災共済が黒字となりました。前年度比では対物、車両および労災が増益となりました。自賠責については、収支相等の計算をしています。

本年度の当期純利益金については、出資配当として60万円余を年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当を行い、また、利用分量配当として、事業利用組合員に2億5,675万円余を事業利用の分量に基づき補償率に応じて返戻しました。また、2億9,000万円余を内部留保しました。これにより、当組合の内部留保は、92億4,916万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、組合積立金86億1,993万円、教育情報費用繰越金4,500万円、次期繰越金23万円です。

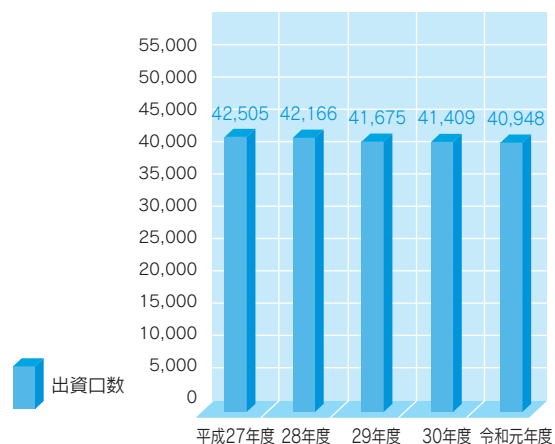
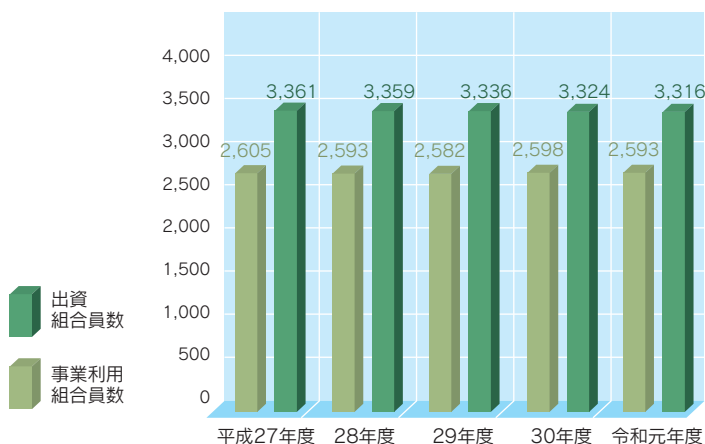
なお、共済事業の健全性を示す支払余力比率は1,403.5%とほぼ前年度並みとなりました。支払能力は充実しており、現在も確固たる健全性を維持しています。

令和元年度収支決算
損益計算書

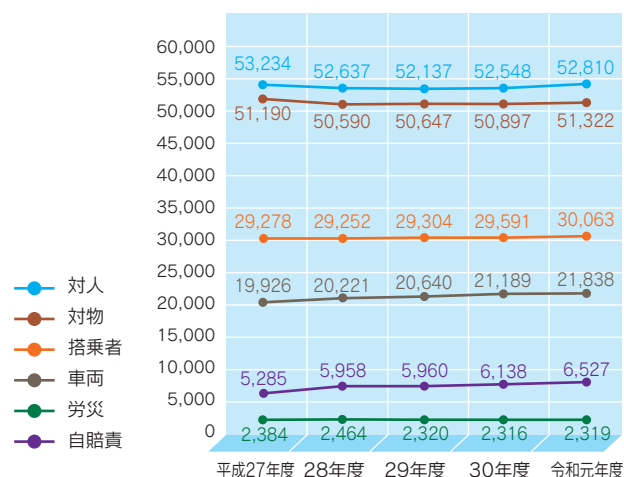


令和元年度 事業の概況

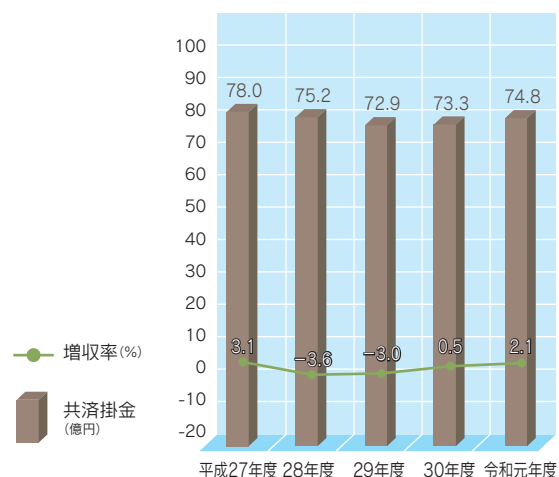
出資及び事業利用組合員数、出資口数の推移



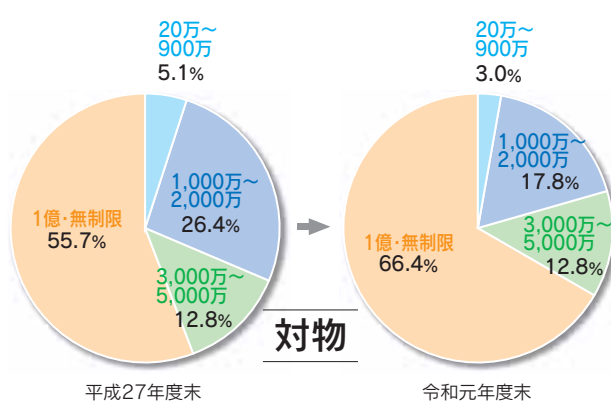
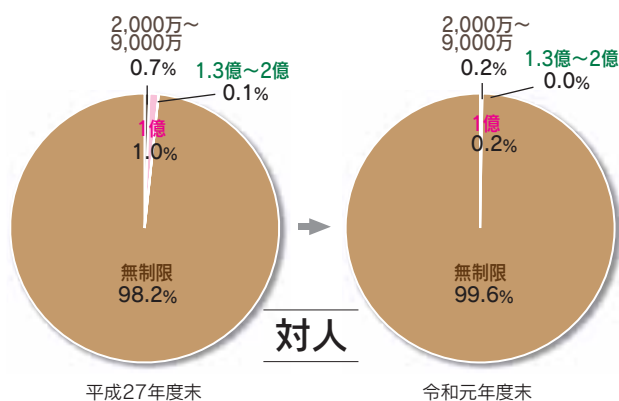
契約台数（人員）の推移



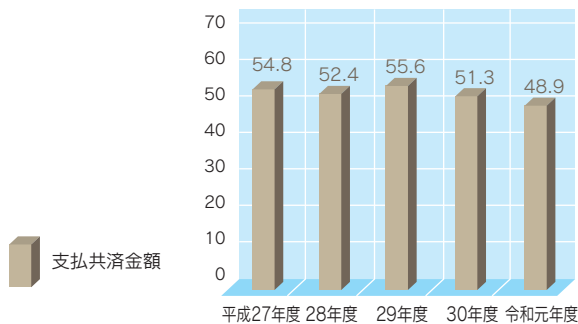
共済掛金収入額の推移



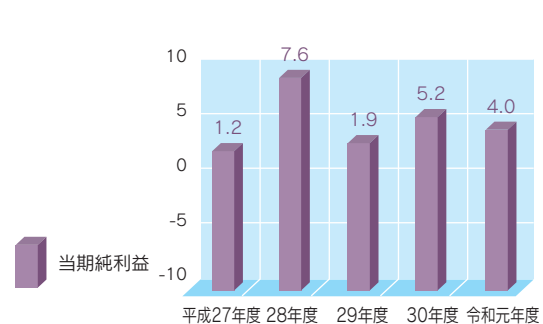
共済金額別契約構成比の推移 (単位: %)



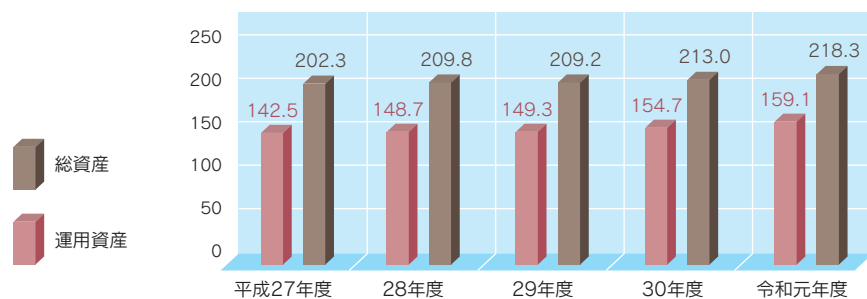
支払共済金額の推移 (単位：億円)



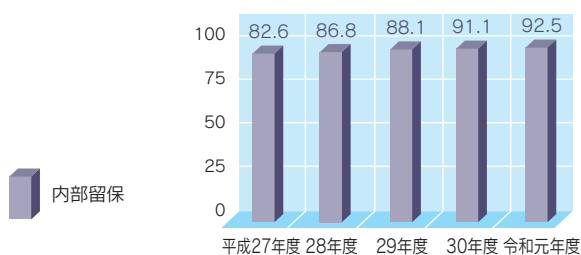
当期純利益の推移 (単位：億円)



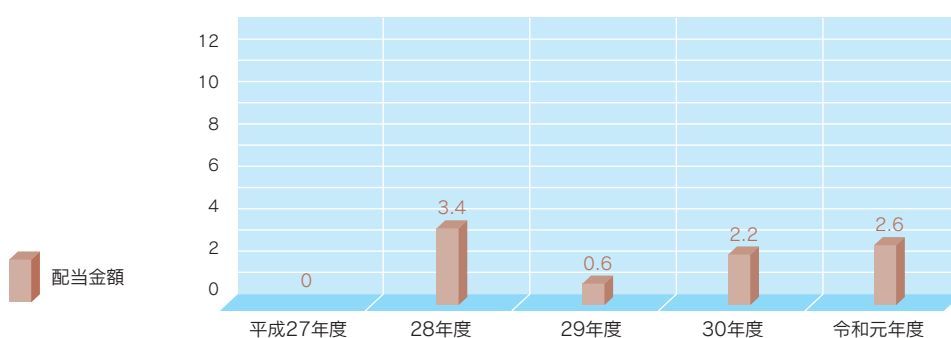
組合資産の推移 (単位：億円)



内部留保の推移 (単位：億円)



組合員への配当金額 (単位：億円)



皆さまからの信頼をいただくために

組合の組織運営のしくみ

近畿共済は、中小企業等協同組合法にもとづき、国土交通省近畿運輸局（当時は運輸省大阪陸運局）の認可を受けて設立された、貨物運送事業者が自発的に相互扶助の精神で運営する協同組合であり、組合員に奉仕することを目的にしています。

当組合は創立以来、常に「組合員第一」の姿勢に徹し、組合員の切実な要望や実態に応じた共済事業を展開してきました。そのためにも、常に組合員の

意見が反映される運営に努力し、組合員の運営参加を大切にしてきました。

意思決定のシステムはもちろん、組合員会や地区委員制度などを通じて組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢を表す取り組みのほかに、事務局職員が組合員の相談を日常的に受けたり、アンケート活動などを通じて組合員のご意見やご要望を事業運営に反映させるよう努力しています。

総代会

各地域から組合員数に応じて選出された総代（184社）による最高意思決定機関で、毎年度の事業計画と事業報告書、予算と決算、定款等の規程改正などの機関決定を行い、理事、監事を選挙します。毎事業年度終了後3か月以内に開催される通常総代会と、必要に応じて開催される臨時総代会があります。



理事会

総代会で選出された理事（107名）により構成される、組合の業務執行方針決定機関です。通常・臨時総代会の召集や提出議案について議決します。理事の中から理事長、副理事長、専務理事および常務理事を選任します。



監事

総代会で選出された監事（7名）により、理事による業務運営に対する監視機能を果たせるよう、会計監査および業務監査を行います。監査の専門性の見地から1名以上の員外監事の選任が法律上義務づけられています。



委員会

理事会の諮問機関として、総務委員会、企画広報委員会、契約推進委員会および事故防止委員会の四つの常設委員会、共済金決定等について共済契約者からの不服申立てを審査する審査委員会があります。



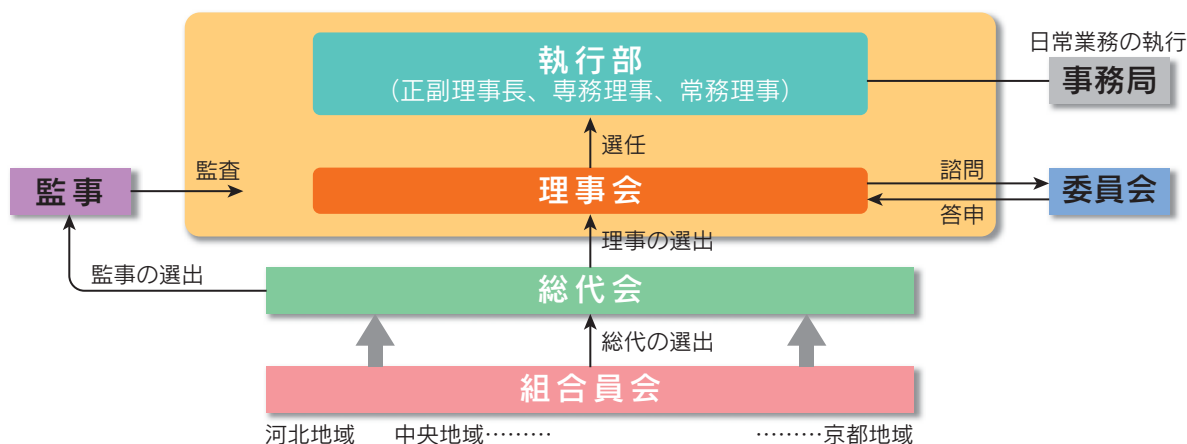
組合員会

各地域において組合員、役員、事務局が一堂に会し、共済事業の説明や意見交換を行い、組合運営に対する理解と協力をえるとともに、総代、役員候補者の選出を行います。



地区委員会議

地域の契約、事故防止活動を地区ごとにきめ細かく推進していくこととあわせて、組合員の声や未加入事業所の意見を引き出し組合運営に反映させることを目的として制度化されています。



コンプライアンス（法令遵守）の取り組み

当組合は、社会的責任を果たし、組合員や契約者の皆さまから信頼いただくためにコンプライアンス（法令等遵守）の態勢を強化し、これを重視した事業運営を行うよう努めています。

1. 行動指針・行動規範

当組合は、コンプライアンスを事業運営上の重要課題と位置づけ、行動指針のもと、行動規範や各種方針を明確にし、役職員はこれにもとづき業務を遂行しています。

2. コンプライアンス推進体制

当組合事務局内に、専務理事を議長とするコンプライアンス推進会議を設置して、コンプライアンスの推進状況等について審議しています。

コンプライアンスの実務については、コンプライアンス推進責任者・実践責任者を定め、各部署の日常業務において、

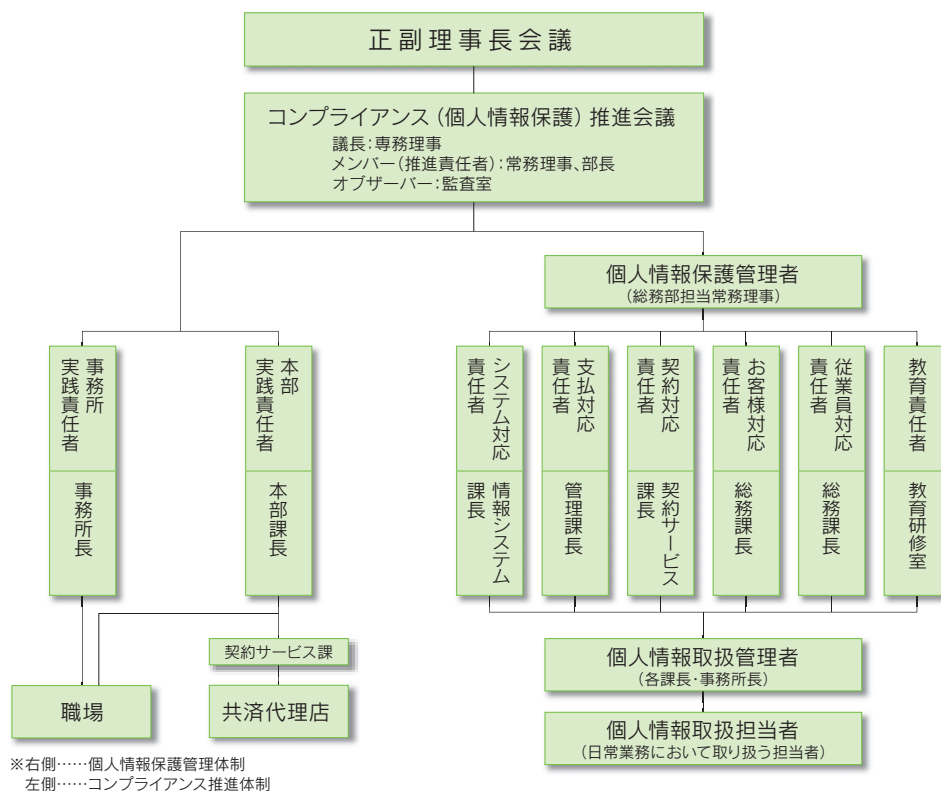
役職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を高め、適切な業務遂行を図るよう努めています。

3. コンプライアンスの実践のために

コンプライアンス推進のための実施計画としてコンプライアンス・プログラムを正副理事長会議において決議し、この計画に沿って取り組んでいきます。

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを作成し、全職員、派遣職員の研修を行い、周知徹底をはかっています。

■コンプライアンス推進体制



リスク管理の体制

当組合を取り巻く経営環境の変化にともなう共済事業運営上のリスクの高度化・複雑化・多様化に的確に対応し、共済事業の維持・発展を図り、組合員・経営者などへの責任を果たす上で、リスク管理は経営上の最重要課題となっています。

当組合では、「リスク管理基本方針」を制定し、当組合のリスク管理の基本目的と行動指針を定めるとともに、組織体制や運用を規定する「リスク管理基本規程」に基づきリスクの正確な把握と適切な管理に努めていきます。

皆さまからの信頼をいただくために

個人情報保護

当組合では、個人情報保護法に対応して、組合員・運転者、事故被害者の皆さまなどが安心して当組合のサービスをご利用いただけるよう、皆さまの個人情報について、別記のとおり「個人情報保護方針」を

定め、情報の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいくとともに、「個人情報保護規程」等に基づき個人情報を適正に取り扱うための事務局内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めていきます。

個人情報保護方針

近畿交通共済協同組合（以下、「当組合」といいます。）では、組合員・契約者等の皆様からのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めています。

1 個人情報の取得と利用

当組合では、自動車共済、自賠責共済、労災共済等の事業に関する個人情報を、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により取得いたします。

これらの情報は、次の目的に必要な範囲内で利用いたします。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ①ご本人かどうかの確認 | ⑥その他の商品・サービスのご提供・ご紹介 |
| ②共済契約の締結および共済掛金等の收受 | ⑦各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供 |
| ③共済金等の支払 | ⑧当組合が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施 |
| ④再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知および再共済金の請求 | ⑨より良い商品の開発 |
| ⑤事故防止活動 | ⑩その他、組合員・契約者等の皆様とのお取引等の適切かつ円滑な履行 |

2 個人データの第三者への提供

当組合では、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| (1)法令により必要と判断される場合 | (3)共同利用を行う場合（下記3をご覧ください。） |
| (2)利用目的の達成のために必要な範囲において、業務委託先等に提供する場合 | (4)組合員・契約者等の皆様または公共の利益のために必要であると考えられる場合 |

3 共同利用

当組合は、損害保険会社等との間で個人情報を共同利用しております。

詳細につきましては、「個人データの共同利用について」をご覧ください。

4 個人情報の保護・管理

当組合では、組合員・契約者等の皆様に関する情報については、正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。また、収集した個人情報への不当なアクセスの危険に対しては、防止するための十分な措置を講じて情報の保護に努めております。

5 保有個人データに関する開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆様から情報開示・訂正のご依頼については、下記の「お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当組合所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、特別の理由がない限り対応いたします。

【お問い合わせ窓口】近畿交通共済協同組合 総務課 電話:06-6965-2820

個人情報の取扱いに関する上記内容については適宜見直し、改善していきます。

特定個人情報等の取扱い

当組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者

編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

共済事業の員外利用の管理体制

組合は、法令により組合員の利用分量の100分の20まで員外利用をさせることが可能であると規定されています。
当組合では、法令に従って厳正に員外利用管理を行うため、員外契約比率の点検を定期的に行うとともに、自賠責共済代理店に対する指導も行っています。

苦情・紛争解決機関について

当組合では、ご利用の皆さまに満足いただけるサービスの提供を目指して、共済事業にかかる相談や苦情を受付けております。皆さまの苦情や相談は、時として厳しいご意見も含まれていますが、それは当組合の商品やサービスに高い関心と信頼があればこそと真摯に受けとめ、積極的に業務改善に生かしていきます。

また、皆さまから申し出いただいた相談・苦情等について、当組合の対応でご納得のいく解決に至らず、外部の中立的な第三者機関を利用して紛争の解決を図りたいとお申し出があった場合は、苦情の申し出内容により、次の機関のご紹介もいたします。

◇一般社団法人 日本共済協会の共済相談所

(一社) 日本共済協会の共済相談所では、会員団体の商品やサービスに関する全般的な相談や苦情を受けつけるとともに、審査委員会を設置しており、紛争の申し立てがあった場合は、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

なお、当組合など15のトラック交通共済で構成する全国トラック交通共済協同組合連合会は、(一社) 日本共済協会の会員団体です。

※申出対象事案 ○共済契約に関する共済契約者等からの苦情の受付
○自損事故共済、搭乗者共済、労働災害共済、共済契約内容に関する共済契約者等からの解決依頼
電話番号 03-5368-5757【受付時間：9:00～17:00（土日・祝日および12月29日～1月3日を除く）】
詳しくは、同協会のホームページ (<http://www.jcia.or.jp/adr/>) をご参照ください。

◇一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責共済の支払に関して、ご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※申出対象事案 ○自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

◇公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(公財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

◇公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(公財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国156か所（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※申出対象事案 ○対人賠償、対物賠償、自賠責共済に関する被害者等からの解決依頼
詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.n-tacc.or.jp/>) をご参照ください。

反社会的勢力への対応および利益相反取引の管理

当組合では、反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、毅然とした対応に努めています。また、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理方針を定めています。

シンプルで確かな補償 わかりやすい商品内容で基本補償を確保します



自動車共済



対人共済

自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が
自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険（共済）金を差し引いた額をお支払いします。
被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。
引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。
臨時費用として、別枠でお支払いします。（死亡の場合5万円、入院の場合2万円）



自損事故共済

共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故（運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など）によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

- 死亡共済金 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%
- 介護費用共済金 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円
- 医療共済金 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円（限度額100万円）
（以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります。）
- 減収補償共済金 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円
臨時費用として、死亡の場合30万円、60日以上入院の場合10万円をお支払します。

自損不担保特約もあります。

自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。



無保険車傷害共済

自動車事故により、契約自動車に乗車中の人が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者が対人賠償保険等に加入していないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに、その損害を補償します。

お支払いする共済金

お支払いする共済金は、対人共済の共済金額が限度となります。なお、無制限契約の場合は2億円が限度となります。



対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。
引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。
なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車（2t超）、普通貨物自動車（2t以下）、小型貨物自動車、普通車ダンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。
ご契約の車両の対物共済金額が10億円を超える金額で契約されており、ご契約の車両に積載された危険物またはご契約の車両がけん引するけん引自動車に積載された危険物の火災、爆発、漏えい起因する対物事故の場合にお支払いする対物共済金の限度額は10億円となります。航空機の滅失、破損または汚損を伴う事故の場合も同様とします。ご契約の車両が、「クレーン・ショベル付」A種工作車、レーズカー、ラリーカーの場合は共済金額10億円にてお引受けします。

けん引自動車の対物賠償特約

対物共済をご契約のけん引車（トラクタ）が他者のトレーラをけん引中の事故で、当該トレーラの滅失、破損または汚損が生じ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、対物共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。



車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮などの偶然な事故によって契約した車両が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

■お支払いする共済金

- (1)ご契約の車両が修理できる場合（分損：修理費が損害発生時の時価額より下回る場合）
ご契約の車両の損害額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額。
- (2)ご契約の車両が修理できない場合（全損：修理費が時価額以上となる場合） 損害発生時の時価額。
臨時費用として、共済金額の5%（10万円を限度とします）をお支払いします。
なお、自家用乗用自動車の引受限度額については2,000万円です。



搭乗者共済

契約自動車に乗車中の人（運転手を含みます）が、事故によって死亡したりケガをしたときには、損害賠償金とは別に共済金をお支払いします。

■お支払いする共済金

- 死亡共済金 共済金額（1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類）全額
- 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%。介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を重度後遺障害特別共済金として、50%を重度後遺障害介護費用共済金として別に支払います。
- 医療共済金 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の1/1000（限度額180日）。



搬送引取費用特約

契約自動車が故障や事故等によって走行不能となったときに、自走するための応急処置費用や修理工場まで自動車を搬送するための費用をお支払いします。また、修理完了後、自動車を引き取るために要した修理工場までの交通費をお支払いします。

■お支払いする共済金

- (1)応急修理費用
- (2)搬送費用 (1)と(2)を合わせて事故の場合は100万円、故障の場合は30万円が限度となります。
- (3)引取費用 2万円が限度となります。



労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

■遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額（障害補償給付は後遺障害の度合に応じて）をお支払いします。

■休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額（最高1,092日分）をお支払いします。



自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、すべての自動車（バイクを含む）に加入が義務づけられている強制保険です。原則としてすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3000万円まで（神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4000万円、随時介護のときは3000万円）、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。

お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準にもとづいて迅速・適正にお支払いします。

契約推進 自助努力により負担を軽減 組合員企業の安定に役立ちます

当組合は、交通事故による損害賠償責任を負うリスクから組合員契約者を守り、組合員の経営の一助となるように共済契約の普及推進を図っています。また、協同組合の特色を生かして組合員の協力で契約獲得費用を節減し、交通事故防止に力を入れることで事業費や損害率を抑え、共済掛金水準を抑える努力をしてきました。

また、シンプルでわかりやすい商品内容が特徴です。交通事故被害者の救済、共済契約者の被るリスクからの保護という、貨物運送事業者に必要な基本的補償は十分です。契約者の皆さまが必要な共済種目を任意に選択していただけます。

当組合では、各種の共済パンフレットや広報誌、業界紙などを通じて商品やサービスのご案内をさしあげるとともに、各種会議において契約担当者のご要望をお伺いし、ニーズに応えられるように努力しています。また、共済契約推進にあたっては、勧誘方針を厳守し、重要事項の説明を尽くすよう努めています。



勧誘方針の策定

当組合では、組合員、契約者の皆さまからより一層のご信頼をいただけるよう、共済の勧誘にあたっての方針を定め、適正な共済契約の推進・勧誘に努めています。

勧誘方針 ～組合員の皆さまへのお知らせ～

共済契約の推進にあたり「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、つぎの勧誘方針を定めましたので、ご案内します。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正な共済契約の推進に努めてまいります。
2. 組合員の皆さまに共済商品の内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を創意工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済商品が選択できるよう努めていきます。
3. 共済契約の推進にあたっては、組合員の皆さまのご迷惑とならないように、時間帯や場所につき十分に配慮してまいります。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済契約推進（郵送等）をおこなう場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。
5. 万が一共済事故が発生した場合におきましては、迅速かつ確かな共済金の支払いに努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については適正かつ厳正な管理に努めてまいります。
7. 組合員の皆さまのご意見、ご要望をお聞きし、今後の共済商品開発や契約推進に反映していくよう努めてまいります。

ご契約にあたって

ご契約は、組合員および系列会社に限ります。

組合員とは、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府内の貨物運送事業者が組合の加入承認を得た後、一定の出資（一口5,000円）をした方のことをいいます。

組合員と人的、資金的に密接な関係をもつ系列会社は、その組合員の契約を前提に員外利用として共済契約ができます。

ご契約のおすすめ

交通事故の大型化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

ご契約は便利でお得な全車一括契約をおすすめします。

自賠責共済もあわせて当組合にご契約いただきますと、共済金請求手続などが一本化でき、お支払も一段とスピーディです。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

1. ご契約内容を十分ご確認ください

共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合は、共済金をお支払いできないことがあります。契約もれ、登録番号間違いがないかを再確認してください。特に車両共済契約については、付属品の記載漏れがないかご注意ください。

2. 共済金額は、適切な額をお付けください

車両共済契約は時価でお引受します。事故で全損になれば車両契約は事故発生時に終了します。

3. 次の対象車種等の場合はご注意ください。

- (1)対物共済では、積載危険物による事故等の場合、お支払限度額は10億円です。また、一部制限車種にはお引受限度額があります。
- (2)車両共済では、自家用乗用自動車の場合、お引受限度額があります。
- (3)事故防止装置装着車の場合割引適用するための資料が必要となります。

- 4. 当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。共済期間が始まった後であっても、共済掛金をお支払いいただく前に生じた事故については、共済金はお支払いできません。

共済掛金のお支払方法について

- 1. 初回掛金は、現金または小切手で取扱銀行にご入金ください。
- 2. 分割払いは、6回払と11回払の2種類があります。

- 3. 分割払い方式には、口座振替による支払となります。
- 4. 口座振替の引落日は毎月3日または22日です。
- 5. 1回払の場合は、基本掛金を3%引きします。

ご契約後にご注意いただきたいこと

- 1. 分割払掛金の2回目以降の掛金のお支払いについて、払込期日から7営業日を過ぎても分割払掛金のお支払いがない場合は、事故が発生した場合であっても共済金をお支払できません。またご契約を解除することがありますのでご注意ください。

- 2. ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
(契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合など)

事故処理サービス 親切・スピード・信頼をモットーに安心と満足を提供します

共済（保険）の値打ちは、事故が起きたときに試されます。

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に取り組み解決をはかることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供することになり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員のみなさまに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員のみなさまにご満足いただけるサービスの提供につとめます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員研修などを積極的に行っています。

示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときには、事故解決への相談、援助はもちろん、契約者と被害者の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、当組合が被害者との示談交渉を引き受け、組合員に納得いただける示談交渉サービスを行います。



親切・スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組合員と常に連絡をとりながらすすめます。対物事故におけるコンピューターによる事故車損害額見積りシステムやインターネットを媒介した画像伝送協定システム、判例検索のOA化、各種専門調査機関の有効活用などにより適切かつスピーディな事故解決に努力しています。

また、法律上の問題については顧問弁護士、医療上の問題については審査医に相談しながら適正・妥当な賠償につとめています。スタッフの社内、社外研修を計画的に実施し、スキルアップを図っています。



組合員への進捗状況報告の強化

事故受付後における被害者、相手方の損害状況や交渉経過、支払状況などを組合員に電話にてタイムリーに報告することを徹底しています。

訴訟になったときにも万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

夜間・休日事故受付サービス

平日夜間、土日・祝日の当組合営業時間外の事故のご報告は、「近畿共済事故受付センター」が受付いたします。「近畿共済事故受付センター」では、事故の状況に対応して、ただちに相手方（被害者）や医療機関、修理工場やレンタカー会社への連絡など、必要な初期対応を行います。



夜間・休日事故受付

☎ 0120-132583

受付時間

平日午後5時から翌日午前9時まで
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月4日)
については終日

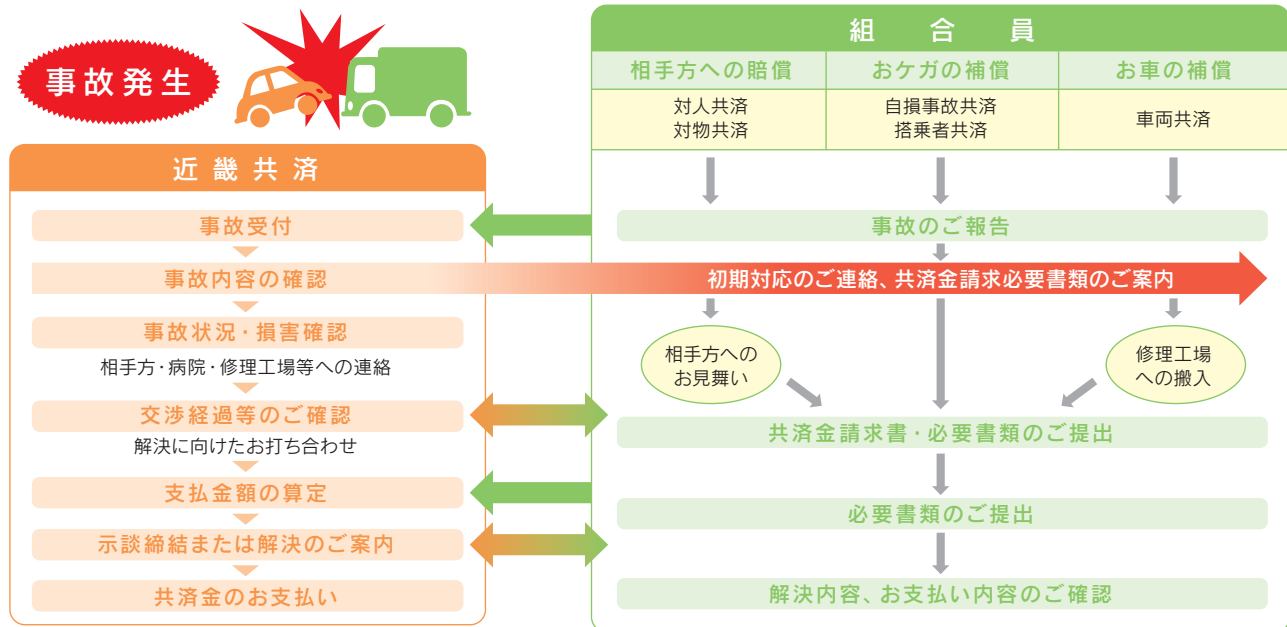


搬送引取費用特約が提供するロードサービス

搬送引取費用特約の補償として応急処置およびレッカーによる牽引等を提供するためにロードサービス専用フリーダイヤル受付デスクを設置しています。当組合の営業時間にかかわらず、24時間・365日、ロードサービスをご利用いただけます。なお、このロードサービスのご利用は、搬送引取費用特約のご契約自動車に限られます。



事故発生から共済金お支払いまでの流れ



①事故の発生と事故報告

万一事故が起こったら、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察等に通報をしてください。そして、すみやかに近畿共済に事故の報告をお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いします。

③必要書類の提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、確実な共済金支払期日管理のために、早期の提出にご協力ください。

④示談交渉と共済金の算出、お支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。

トラック交通共済ロードサービスの斡旋

当組合では契約組合員の皆さまに、「日本ロードサービス株式会社 (JRS)」によるロードサービスの加入を斡旋しています。(利用料金は利用者のご負担となります。)

事故防止サービス 組合員と一体になった事故防止の推進 安全を提供します

交通事故により企業が受ける損失は損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金（保険料）のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済（保険）でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、競争も一段と厳しい今の時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路を使用した運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力し、社会への貢献につとめていきたいと考えています。

個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員等を当組合スタッフ（セーフティアドバイザー）が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

個別事業所講習会

当組合事務局からセーフティアドバイザーが出向き、運転者等を対象とした講習会を行います。

その際、講話に加えて、組合員の要望により、安全教育のDVD等の上映を実施します。



訪問等の実績（令和元年度）

- 個別事業所訪問……544事業所を訪問しました。
- 個別事業所講習会……386回開催し、6,740名の運転者が受講されました。

運転適性診断車巡回サービス

運転適性診断車（運転操作検査器3台、プリンター1台搭載）を契約事業所の申込に応じて巡回し、運転者の運転適性を診断しています。

この診断により、運転者は自己の運転特性を正しく認識でき、運行管理者は運転者個々の適性を日々の安全管理に役立てていただけます。

平成21年8月の運行開始以降に受診された運転者は2万名を突破しました。（1,710事業所、22,546名；令和2年6月末現在）



アクセスチェッカーミニの貸出サービス

運転者の運転操作検査ができるコンパクトな検査器で、持ち運びに便利であらゆる場所での検査が可能です。安全教育に役立てていただけるように、この機器を貸出しています。



事故防止機器購入費用の一部助成

事故防止機器の普及促進を図るため、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、ドラレコ・デジタコ（一体型）を購入（リース）した場合に、その費用の一部を助成しています。

安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただきます。



事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていただく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎え興味深いお話をさせていただきます。



ビデオ・DVD貸出サービス

安全教育に役立てるため、事故防止のビデオテープ等の視聴覚教材を用意しています。また、運転者向けの安全運転教材（小冊子）などを契約組合員に配布しています。



交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される8月から12月にかけて事故防止キャンペーン（無事故コンクール）を実施し、期間中優良な地域や無事故事業所の表彰等を行います。



無事故無違反優良ドライバーの表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対して表彰状と記念品を贈呈します。



安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記・児童画の募集に協力しています。



特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。



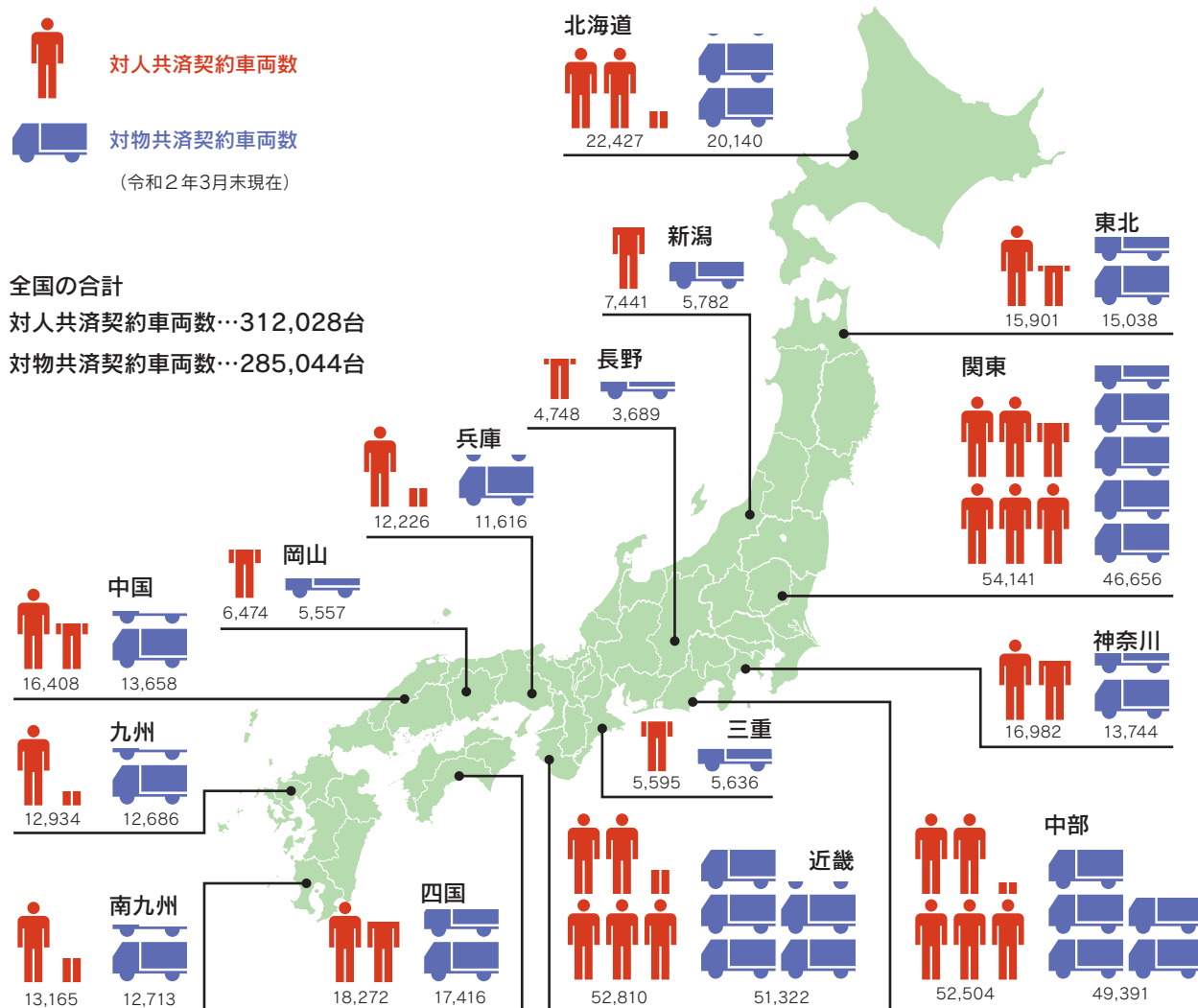
トラック共済のネットワーク

再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会（略称 交協連）を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各单位組合

の総資産合計は 1000 億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠責共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨額事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引受ける危険を平均化、分散化するために、契約者から引き受

けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう取引です（対人共済および対物共済）。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

資料編

Data

事業の概況

- 1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項 … 24
- 2. 主要な業務の状況を示す指標 …………… 25
- 3. 共済金等の支払能力の充実の状況 …………… 27

経理および財産運用の状況

- 1. 財務諸表 …………… 28
- 2. 財産運用に関する指標 …………… 31
- 3. その他の指標 …………… 33

組合概要

- 1. 組合の沿革 …………… 34
- 2. 主要な業務 …………… 36
- 3. 業務運営の組織 …………… 36
- 4. 役員の状況 …………… 37
- 5. 事務所の状況 …………… 38
- キンコウセーフティ株式会社の概要 …………… 39

事業の概況

1. 直近の5事業年度における主要な業務状況を示す指標としての事項

主要な業務状況を示す指標の推移

(単位：千円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益 (対前期増減率)		18,760,893 (6.4%)	19,228,610 (2.5%)	18,982,384 (▲1.3%)	18,985,101 (0.0%)	18,730,432 (▲1.3%)
経 常 利 益 (対前期増減率)		79,427 —	862,963 (986.5%)	202,204 (▲76.6%)	565,291 (179.6%)	622,040 (10.0%)
当 期 純 利 益 (対前期増減率)		119,928 —	762,825 (536.1%)	186,752 (▲308.5%)	517,217 (177.0%)	398,780 (▲22.9%)
出 資 金 の 額 (出 資 口 数)		212,525 (42,505)	210,830 (42,166)	208,375 (41,675)	207,045 (41,409)	204,740 (40,948)
純 資 産 額		8,474,953	9,236,083	9,081,184	9,534,735	9,715,324
総 資 産 額		20,225,409	20,980,080	20,915,207	21,301,431	21,834,868
責 任 準 備 金 残 高		3,974,695	3,889,147	3,910,599	3,964,905	4,120,083
有 価 証 券 残 高		13,128,612	13,333,822	13,893,920	14,154,557	14,419,683
支 払 余 力 比 率		1,135.3%	1,311.0%	1,408.5%	1,476.4%	1403.5%
剰余金の 配当額	出資配当金	0	620	614	610	603
	利用分量配当金	0	338,577	61,722	215,276	256,752
職 員 数		101人	102人	103人	106人	106人
正 味 共 済 掛 金 (対前期増減率)		7,798,801 (3.1%)	7,518,268 (△3.6%)	7,293,176 (△3.0%)	7,328,724 (0.5%)	7,484,486 (2.1%)
員 外 利 用 割 合		0.51%	0.88%	0.56%	0.53%	0.56%

2. 主要な業務の状況

出資口数、出資および事業利用組合員数 (単位：口、人)

	平成30年度	令和元年度
出 資 口 数	41,409	40,948
出 資 組 合 員 数	3,324	3,316
事 業 利 用 組 合 員 数	2,598	2,593

共済の種類ごとの契約台数 (単位：台)

	平成30年度	令和元年度
対 人 共 済	52,548	52,810
搭 乗 者 共 済	29,591	30,063
対 物 共 済	50,897	51,322
車 両 共 済	21,189	21,838
労 災 共 済	2,316	2,319
自 賠 責 共 済	6,138	6,527

共済の種類ごとの元受共済掛金 (単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)
対 人 共 済	2,176,321	29.7	0.9%	2,293,321	30.6	5.4%
搭 乗 者 共 済	111,856	1.5	0.4%	113,365	1.5	1.3%
対 物 共 済	3,140,709	42.9	-0.9%	3,114,876	41.6	-0.8%
車 両 共 済	1,682,013	23.0	2.7%	1,738,208	23.2	3.3%
労 災 共 済	22,008	0.3	10.8%	22,336	0.3	1.5%
自 賠 責 共 済	195,817	2.7	-1.2%	202,381	2.7	3.4%

共済の種類ごとの支払共済金 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
対 人 共 済	1,563,965	1,409,149
搭 乗 者 共 済	30,411	13,878
対 物 共 済	2,202,665	2,344,021
車 両 共 済	1,218,775	911,471
労 災 共 済	24,636	33,812
自 賠 責 共 済	94,249	181,980

事業の概況

共済の種類ごとの事故発生および処理状況

	平成30年度				令和元年度			
	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済	期首未済	期中発生	期中処理	期末未済
対人共済(人)	1,648	1,726	1,798	1,576	1,576	1,559	1,630	1,505
搭乗者共済(人)	29	34	30	33	33	21	25	29
対物共済(物件)	1,683	6,108	5,745	2,046	2,046	5,661	5,888	1,819
車両共済(件)	361	1,584	1,447	498	498	1,099	1,174	423
労災共済(人)	15	27	29	13	13	16	18	11

再共済又は再保険を引受けた者および支払再共済金の上位を占める5社の割合

平成30年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%
令和元年度	全国トラック交通共済協同組合連合会	100%

未収再共済金

(単位：百万円)

平成30年度	59
令和元年度	49

3. 共済金等の支払能力の充実の状況

(単位：千円)

区分	年度	平成30年度	令和元年度
A. 支払余力総額		9,754,490	9,982,238
出資金		207,045	204,740
利益準備金		584,000	584,000
剰余金		8,743,689	8,926,584
異常危険準備金の額		435,640	524,267
出資配当金		609	602
利用分量配当金		215,275	256,751
土地の含み益		0	0
B. リスクの合計額 $\sqrt{R1^2+(R3+R4)^2+R2+R5}$		1,321,384	1,422,457
(R1)一般共済リスク		1,131,366	1,240,215
(R2)巨大災害リスク		102,741	106,085
(R3)予定利率リスク		0	0
(R4)財産運用リスク		38,755	328,113
(1)価格変動リスク		8,760	296,871
(2)信用リスク		13,095	14,880
(3)子会社等リスク		0	0
(4)再保険リスク		15,790	15,868
(5)再保険回収リスク		1,110	494
(R5)経営管理リスク		26,657	33,488
C. 支払余力比率 $\{A/(B \times 1/2)\} \times 100$		1476.4%	1403.5%

支払余力比率

当組合では、共済事故発生の際の共済金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生など通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした通常の予測を超えて発生する諸リスク（上表のB）に対応するため、どのくらいの支払能力（上表のA）を備えているかを判断するための経営指標として、中小企業等協同組合法の規定に基づき計算されたのが「支払余力比率」（上表のC）です。

なお、支払余力比率は、行政庁が経営の健全性を判断する際に活用する客観的な指標のひとつで、この比率が200%を下回ると行政庁より早期是正措置がとられることとなります。

（注）当組合の支払余力比率は、損害保険会社のソルベンシーマージン比率と算出基準が異なるため、単純に比較はできません。

経理および財産運用の状況

1. 財務諸表

貸借対照表

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	平成30年度 (平成31年3月31日現在)	令和元年度 (令和2年3月31日現在)	科 目	平成30年度 (平成31年3月31日現在)	令和元年度 (令和2年3月31日現在)
	金 額	金 額		金 額	金 額
I 現金預金	1,312,636,445	1,490,393,268	I 共済契約準備金	10,952,789,026	11,233,785,906
II 有価証券	14,154,557,150	14,419,683,450	支払準備金	6,987,884,447	7,113,703,190
地方債	12,455,557,150	11,920,683,450	責任準備金	3,964,904,579	4,120,082,716
政保債	1,699,000,000	2,499,000,000	II 共済事業負債	210,405,174	207,368,909
III 共済事業資産	5,543,795,025	5,637,424,980	未払返戻金	465,880	113,800
未収共済掛金	2,783,336,830	2,543,016,550	未払再共済掛金	102,593,670	89,702,640
未収再共済金	56,748,738	49,423,319	未払業務委託費	7,266,782	3,493,731
未収配分付加掛金	856,369	698,044	未払配分付加掛金	6,881	1,858
前払共済金	684,750,090	916,438,662	前受共済掛金	39,927,900	60,676,570
自賠立替金	374,968,788	427,550,770	共済仮受金	60,144,661	53,380,310
共済仮払金	367,966,788	382,886,635	III その他負債	227,176,740	267,883,549
支払備金見返	1,273,168,000	1,317,411,000	未払金	147,904,120	104,498,781
IV その他資産	144,899,323	147,519,356	預り金	11,430,675	10,860,376
関係先出資金	123,607,000	123,607,000	仮受金	23,210,145	27,395,992
差入保証金	4,100,000	4,100,000	未払法人税等	44,631,800	125,128,400
子会社出資	10,000,000	10,000,000	IV 引当金	376,325,491	410,505,574
未収金	2,500		賞与引当金	45,800,000	40,960,000
前払金	1,080,660	1,481,800	退職給与引当金	330,525,491	318,844,574
貸付金	4,060,000	6,350,000	50周年記念事業引当金		50,701,000
前払費用	1,928,450	1,903,093			
長期前払費用	120,713	77,463			
V 固定資産	145,543,286	139,847,296	負債合計	11,766,696,431	12,119,543,938
備品・その他	3,836,093	4,735,013	1. 出資金	207,045,000	204,740,000
土地	80,570,100	80,570,100	2. 資本剰余金	4,070,000	4,070,000
電話加入権	4,345,077	4,345,077	資本準備金	4,070,000	4,070,000
ソフトウェア	49,664,016	44,400,106	3. 利益剰余金	9,323,619,798	9,506,514,412
ソフトウェア仮勘定	7,128,000	5,797,000	利益準備金	584,000,000	584,000,000
			その他利益剰余金	8,739,619,798	8,922,514,412
			教育情報費用繰越金	4,500,000	4,500,000
			組合積立金	8,174,929,934	8,474,929,934
			(内、50周年記念事業積立金)	(50,000,000)	(100,000,000)
			当期末処分剰余金	519,689,864	402,584,478
			(内、当期剰余金)	(517,216,915)	(398,780,154)
			純資産合計	9,534,734,798	9,715,324,412
資産合計	21,301,431,229	21,834,868,350	負債および純資産合計	21,301,431,229	21,834,868,350

損益計算書

(単位：円)

科 目		平成30年度 自：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日		令和元年度 自：平成31年4月1日 至：令和2年3月31日	
		費 用	収 益	費 用	収 益
経 常 損 益	経 常 収 益				
	正 味 共 済 掛 金		7,328,724,480		7,484,486,380
	受入配分付加掛金		39,075,245		40,523,796
	支 払 備 金 戻 入		7,161,600,061		6,987,884,447
	責 任 準 備 金 戻 入		3,884,500,391		3,724,153,788
	受 入 再 共 済 金		409,485,898		406,206,491
	受 取 手 数 料		1,230,000		1,260,000
	資 金 運 用 益		138,283,904		65,899,636
	事 故 防 止 補 助 金		17,874,000		13,787,000
	そ の 他 経 常 収 益		4,327,225		6,230,193
	経 常 費 用				
	支 払 共 済 金	5,134,701,949		4,894,311,032	
	支 払 備 金 繰 入	6,987,884,447		7,113,703,190	
	支 払 備 金 見 返 益	△ 1,273,168,000		△ 1,317,411,000	
	支 払 備 金 見 返 戻 入	1,300,926,500		1,273,168,000	
	責 任 準 備 金 繰 入	3,938,805,753		3,879,331,925	
	再 共 済 掛 金	762,674,210		705,167,730	
	解 約 等 返 戻 金	105,642,490		124,812,490	
	事 業 費	1,086,137,547		1,056,487,341	
	一 般 管 理 費	376,190,389		378,821,014	
	そ の 他 経 常 費 用	15,110			
	計	18,419,810,395	18,985,101,204	18,108,391,722	18,730,431,731
	経 常 利 益		565,290,809		622,040,009
特 別 損 益	特 別 利 益				
	固 定 資 産 売 却 益		442,839		
	年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金 戻 入		3,075,780		
	特 別 損 失				
	50周年記念事業費			39,484,743	
	50周年記念事業引当金繰入			50,701,000	
	特 別 利 益		3,518,619		
	特 別 損 失			90,185,743	
税引前当期純利益金額			568,809,428		531,854,266
法 人 税 等 充 当 額			51,592,513		133,074,112
当 期 純 利 益 金 額			517,216,915		398,780,154

経理および財産運用の状況

剰余金処分

	平成30年度 自：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日	令和元年度 自：平成31年4月1日 至：令和2年3月31日
I. 当期末処分剰余金		
当期純利益金額	517,216,915 円	398,780,154 円
前期繰越剰余金	2,472,949 円	3,804,324 円
合 計	519,689,864 円	402,584,478 円
II. 組合積立金等取崩額		
法定繰越金取崩	45,000,000 円	45,000,000 円
50周年記念事業積立金取崩		100,000,000 円
合 計	45,000,000 円	145,000,000 円
(I + II) 合計	564,689,864 円	547,584,478 円
III. 剰余金処分額		
利益準備金	0 円	0 円
教育情報費用繰越金	45,000,000 円	45,000,000 円
組合積立金	300,000,000 円	245,000,000 円
(特 別 積 立 金)	(250,000,000 円)	(245,000,000 円)
(50周年記念事業積立金)	(50,000,000 円)	(0 円)
出資配当金 (年0.3%)	609,720 円	602,680 円
利用分量配当金	215,275,820 円	256,751,640 円
合 計	560,885,540 円	547,354,320 円
IV. 次期繰越剰余金	3,804,324 円	230,158 円

2. 財産運用に関する指標

運用資産の構成・平均残高・運用利回り

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	平均残高	運用利回り	平均残高	運用利回り
現 金 預 金	1,028,718	0.01%	1,218,532	0.01%
有 価 証 券	14,145,641	0.97%	14,312,459	0.46%
合 計	15,174,359	0.91%	15,530,991	0.42%

運用資産の増減

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
現 金 預 金	36,535	189,814
有 価 証 券	454,718	166,818
合 計	491,253	356,632

利息及び配当金収入明細

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
現 金 預 金	2	6
有 価 証 券	138,281	65,894
(内 償 還 益)	(67,212)	(2,383)
合 計	138,283	65,900

有価証券明細

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	0	0.0%	0	0.0%
地 方 債	12,455,557	88.0%	11,920,683	82.7%
政 府 保 証 債	1,699,000	12.0%	2,499,000	17.3%
利 付 商 工 債	0	0.0%	0	0.0%
社 債	0	0.0%	0	0.0%
合 計	14,154,557	100.0%	14,419,683	100.0%

経理および財産運用の状況

有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	
地 方 債	227,374	571,197	1,788,377	3,139,027	4,283,541	2,446,040
政 府 保 証 債	0	199,000	600,000	700,000	0	200,000
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	
社 債	0	0	0	0	0	
合 計	227,374	770,197	2,388,377	3,839,027	4,283,541	2,646,040

(単位：千円)

区 分	令和元年度					
	1年以下	1年～3年	3年～5年	5年～7年	7年～10年	10年超
国 債	0	0	0	0	0	0
地 方 債	252,754	1,422,967	2,378,967	2,429,267	3,043,901	2,392,826
政 府 保 証 債	0	699,000	800,000	0	0	1,000,000
利 付 商 工 債	0	0	0	0	0	0
社 債	0	0	0	0	0	0
合 計	252,754	2,121,967	3,178,967	2,429,267	3,043,901	3,392,826

3. その他の指標

固定資産の残高

平成30年度

(単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期 末 簿 価 (A - B)
	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	A.当期末残高	当 期 償 却 額	B.累 計 額	
有形固定資産	101,168	1,251	5,338	97,081	1,256	12,675	84,406
無形固定資産	709,709	17,561	615,029	112,241	17,290	51,104	61,137
合 計	810,877	18,812	620,367	209,322	18,546	63,779	145,543

令和元年度

(単位：千円)

種 類	取得原価				減価償却		期 末 簿 価 (A - B)
	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	A.当期末残高	当 期 償 却 額	B.累 計 額	
有形固定資産	97,081	2,775	1,472	98,384	1,876	13,658	85,305
無形固定資産	112,241	19,108	44,179	87,170	18,575	69,679	54,542
合 計	209,322	21,883	45,651	185,554	20,451	83,337	139,847

責任準備金の積立方式および積立率

	平成30年度	令和元年度
積立方式	未経過方式	未経過方式
積立率 (異常危険準備金を除く)	100%	100%

出資金および積立金の明細

(単位：千円)

年度	種 類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
平成30年度	出 資 金	208,375	1,565	2,895	207,045
	資 本 準 備 金	4,070			4,070
	利益剰余金	利 益 準 備 金	584,000		584,000
		教育情報費用繰越金	45,000		45,000
		組 合 積 立 金	8,052,930	1,220	8,174,930
	当 期 未 処 分 剰 余 金	186,809			519,690
令和元年度	出 資 金	207,045	1,515	3,820	204,740
	資 本 準 備 金	4,070			4,070
	利益剰余金	利 益 準 備 金	584,000		584,000
		教育情報費用繰越金	45,000		45,000
		組 合 積 立 金	8,174,930	300,000	8,474,930
	当 期 未 処 分 剰 余 金	519,690		117,106	402,584

事業費明細

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度
事 業 費	1,086,138	1,056,487
一般管理費	376,190	378,821

組合概要

1. 組合の沿革

昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるといった厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされることとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済（7単協）による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を

図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ(株)を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

金融制度改革の流れのもとで料率算定会制度廃止（平成10年）などを始めとする保険自由化以降、護送船団方式と言われた損保各社横並びの体制が崩れ、損保業界においては業界再編を伴いながら激しい商品開発、価格競争が繰り広げられてきました。さらに、人口の減少、少子高齢化や自動車販売不振など国内損保市場の縮小による収益悪化がすすみ、貨物運送業界への契約攻勢のもとで当組合においても損保会社との競争が激化してきました。また、保険業法の改正（平成18年）、中小企業等協同組合法の改正（平成19年）、そして保険法の制定（平成22年）にともない、損保会社と同等の監督・規制に対応した事業運営が求められることとなりました。

当組合は今年令和2年、創立50周年を迎えました。今後とも、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、時代の変化に対する的確な対応を図り、強固な経営・財政基盤を構築し、より最適な共済商品やサービスを組合員の皆さまに提供してまいります。

	近 畿 共 済 の 出 来 事	自 動 車 保 険 の 出 来 事	経 済 ・ 社 会 の 出 来 事
昭和44	12月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度研究委員会設置	44年 11月 自賠責保険料を96.5%引上げ	
45 (1970)	3月 大阪府トラック協会に 交通災害共済制度準備委員会設置 8月 大阪府交通共済協同組合創立総会 大阪陸運局認可 設立登記 9月 共済事業開始（対人共済掛金は損保の60%）	45年 6月 任意対人賠償保険料を89.0%引上げ	45年 3月 大阪で万国博覧会を開催
47	7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立（東京、 神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協） 10月 自賠責保険代理店事業開始		46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表
48	2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算 入が認められる 3月 交協連 統一経理基準を実施 4月 交協連 再共済事業を開始 11月 交協連 統一損害額査定基準を実施	48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入	48年 10月 第一次石油危機
49	1月 名称を「近畿交通共済協同組合」 （略称を近畿共済）に変更 8月 労災共済の事業開始	49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売 （対人1事故無制限、 対人示談代行サービス）	
50	4月 示談代行サービスを開始 対人割引・割増制度を新設 自賠責保険金立替払を実施 9月 対物・車両共済事業開始（共済掛金は損保の80%）		

	近畿共済の出来事	自動車保険の出来事	経済・社会の出来事
昭和51年	1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大	51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売	
55 (1980)	4月 搭乗者危険担保特約を新設（共済掛金は損保の80%） 創立10周年記念式典		54年 1月 第二次石油危機
56	4月 対人共済金額を1億円に拡大 10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一	57年 10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売	56年 3月 第二次臨調発足
58	8月 創立以来初めての赤字決算を受け、選定事業所対策等の収支改善策を決議（第43回臨時総代会）	58年 7月 対人1名保険金額を無制限に 59年 12月 自賠責保険審議会、医療費支払や後遺障害認定の適正化等制度改善を答申	60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定 60年 9月 ブラザ合意 1年 4月 消費税実施 1年 12月 東証株価3万8915円の史上最高値 1年 12月 冷戦終結宣言
平成2 (1990)	3月 創立20周年記念式典 4月 対人共済金額無制限を新設（12月）物流二法施行 12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転		3年 1月 湾岸戦争
6	（5月）道路交通法改正（過積載の規制強化）		6年 9月 関西国際空港開港
7	1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い		7年 1月 阪神大震災 7年 9月 公定歩合0.5%に
8	（4月）新保険業法施行 （12月）日米保険協議合意	8年 12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入 アメリカンホーム社初の通販開始	9年 11月 北海道拓殖銀行、山一証券が破たん
		9年 9月 運輸省、自済会に自賠責保険損害調査方法等の改善を通達	
10	12月 トラック交通共済に対する通達改正	10年 5月 最後の算定会料率 10年 10月 人身傷害補償保険(TAP)を東京海上が発売	10年 4月 改正外為法施行、日本版ビッグバン始動
11	2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大		
12 (2000)	3月 創立30周年記念式典	12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携	
13	10月 自賠責共済事業開始 子会社キンコウセーフティ(株)を設立	13年 4月～ 損保会社の合併続く 14年 7月	13年 9月 米同時多発テロ
		14年 11月 大成火災破たん	14年 9月 日朝首脳会談 15年 3月 米英イラク戦争
16	1月 対物共済金額無制限を新設		
18	（4月）保険業法改正	18年 4月 無認可共済に保険業法適用	
19	4月 改正中小企業等協同組合法施行 6月 共済規程を制定		
20	（6月）保険法成立		20年 9月 リーマンショック、世界経済危機
21年		21年 6月 金融ADRの創設	21年 8月 総選挙で民主党大勝、政権交代
22 (2010)	4月 保険法施行 8月 創立40周年	22年 4月 損保会社大手3グループに集約	
23年			23年 3月 東日本大震災、東電福島第一原発事故
			26年 4月 消費税8%に増税
27年	4月 自動車共済掛金、割引・割増制度改定		30年 4月 南北首脳会談 6月 米朝首脳会談 9月 台風21号関西通過
28年	12月 夜間・休日事故受付サービス		5月 令和に改元
29年	4月 搬送引取費用特約 （5月）民法（債権法）改正成立		10月 消費税10%に増税 2年 4月 新型コロナウイルス感染拡大で緊急事態宣言
令和2年 (2020)			

組合概要

2. 主要な業務

(1) 自動車共済事業

- ①対人共済 ②自損事故共済 ③無保険車傷害共済
④対物共済 ⑤車両共済 ⑥搭乗者共済

(2) 自動車損害賠償責任共済事業

(3) 労働災害共済事業

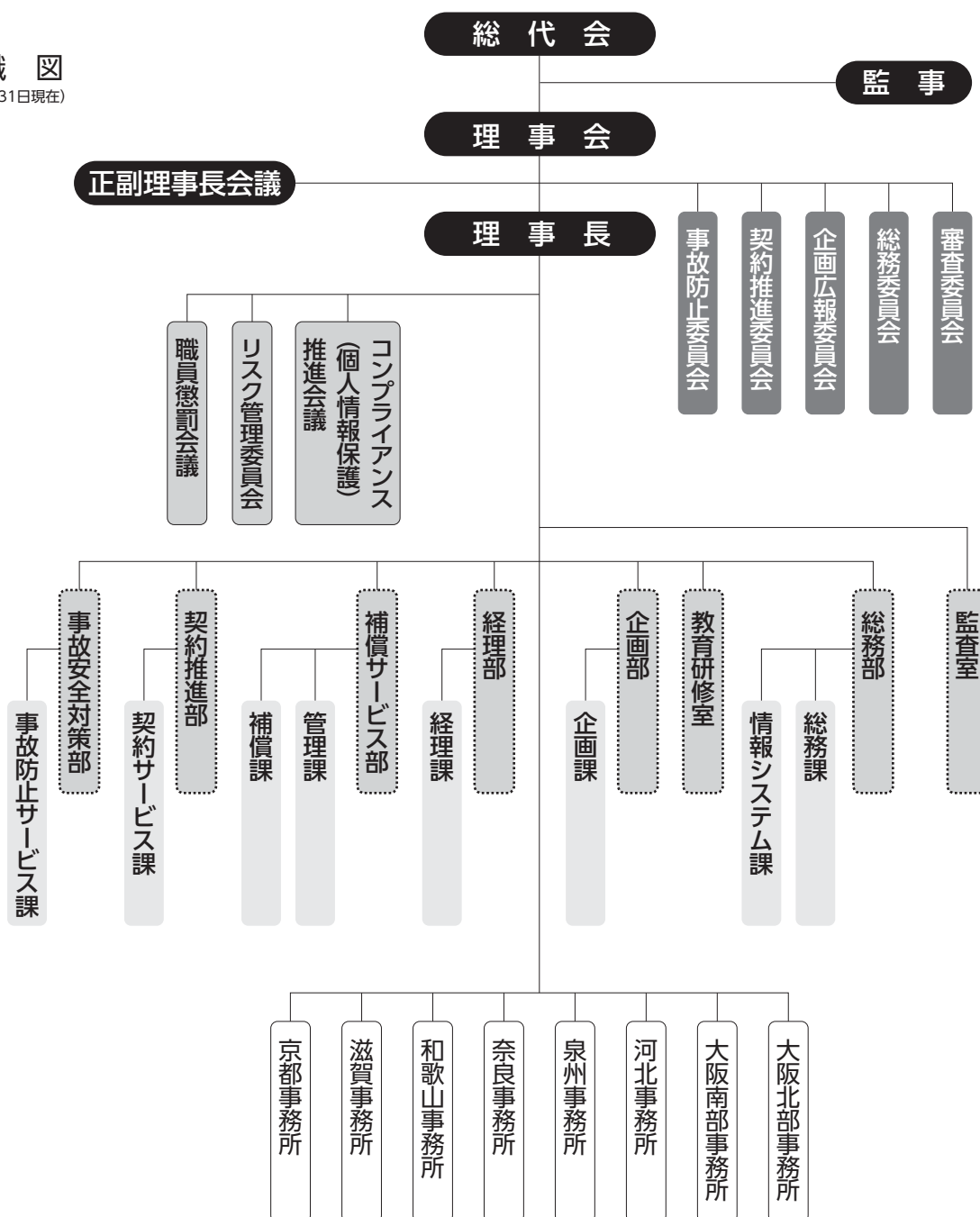
(4) 事故防止に関する事業

(5) 労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

3. 業務運営の組織

組 織 図
(令和2年3月31日現在)



4. 役員の状況

執行部役員の氏名及び役職名 (令和2年7月29日現在)

地 位	氏 名
理 事 長	小田原 武
副 理 事 長	西 畑 義 昭
副 理 事 長	坂 田 喜 信
副 理 事 長	川 井 一 巨
副 理 事 長	池 辺 祐 一
副 理 事 長	吉 田 正 則
副 理 事 長	岡 田 博
副 理 事 長	菅 野 耕 一
副 理 事 長	阪 本 享 三
副 理 事 長	中 秀 夫

理 事 (令和2年7月29日現在)

地 域	氏 名	会 社 名
河 北 (13名)	浅 田 勝	浅田運送(株)
	石 原 修	(株)つばめ急便
	稲 野 慶 彦	稲野運輸(株)
	小 澤 茂	菅原運輸倉庫(株)
	亀 井 康 宏	大阪第一作業(株)
	河 合 良 紀	三協運輸(株)
	栗 尾 尚 孝	大和運送(株)
	坂 本 茂 治	茨木小型運送(株)
	澤 田 一	(株)シンワ・アクティブ
	新 田 利 秀	共和運輸(株)
	濱 田 学	(株)キノシタ
	吉 田 正 則	吉田運送(株)
	脇 阪 繁 生	脇阪運輸(株)
中 央 (3名)	池 田 喜八郎	八光通商(株)
	高 原 治 二	(株)宇田急配社
	脇 田 耕 作	富士興業(有)
西 (3名)	大 畑 可奈子	(株)阿波彌運送部
	小田原 武	(有)木下運送店
	八 木 健	八木運送(株)
浪速南 (3名)	齋 藤 憲 司	(株)南和
	菅 原 茂 雄	菅原運送(株)
	藤 井 照 信	昭和合同貨物(株)
大 正 (3名)	川 上 満	(株)川上産業社
	菅 野 耕 一	(株)カンキウ物流
	麦 踏 勝 吉	(株)丸麦運輸
第 六 (4名)	西 村 亮	永和重機運輸(株)
	野 田 義 雄	野田運送(株)
	福 島 博	(株)福島運送
	三 宅 徳 也	新建運輸(株)

北大阪 (4名)	坂 田 喜 信	岸本運送(株)
	田 中 慶 一	タナカ物流(株)
	中 野 由 彦	中野運送(株)
	中 村 修 二	カネテ組運送(株)
東 北 (8名)	井 上 算	井上運輸倉庫(株)
	尾 崎 唯 彦	日之出運送(株)
	児 嶋 純	丸善大阪運輸(株)
	坂 本 克 己	大阪運輸倉庫(株)
	田 中 均	田中運送(株)
	中 谷 展 朗	中谷運送(株)
	中 原 毅	(株)中原運輸
	村 上 正 光	大阪城東運送(株)
南大阪 (6名)	井 上 忠	(株)井上運送店
	大 谷 宗 樹	(株)明新運輸
	芥 子 民 樹	(有)芥子運送店
	杣 正	ソマ運送(株)
	札 場 喬	(株)丸幸陸運
	宮 原 哲 也	紀ノ川運送(株)
東大阪 (9名)	川 井 一 巨	(株)山中運輸
	川 口 均	池島運輸(株)
	重 博文	富士通運輸興業(株)
	下 田 登紀彦	関西物流(株)
	下 谷 昌 弘	弘豊運輸(有)
	杉 原 幸太郎	御厨運送(株)
	中 馬 猛	中馬運輸(株)
	中 村 喜 英	中村運輸倉庫(株)
	福 塚 正 昭	福塚運送(株)
泉 州 (11名)	浅 野 博	大津急送(株)
	池 辺 祐 一	池辺運送(株)
	上 田 謙 造	上田運輸(株)
	内畑谷 剛	関空運輸(株)
	川 端 英 治	南海通運(株)
	小 山 均	小山運送(株)
	坂 上 楠 幸	(株)大久運送
	竹 田 敏 之	竹田運送(株)
	玉 置 三 平	(株)清丸運輸
	中 埜 隆 司	ナカセ運輸(株)
	西 尾 實	西尾運送(株)
港 (2名)	芦 野 雄 司	(株)メロス
	藤 井 武 治	此花興産(株)
奈 良 (7名)	窪 田 重 文	吉野運輸(株)
	塚 本 哲 夫	塚本運送(株)
	辻 本 廣 行	(株)辻本運送
	中 秀 夫	郡山運送(株)
	廣 瀬 久 雄	藤俊運輸(株)
	松 谷 周 一	松隆運輸(株)
	山 口 滋	(有)平和運輸

組合概要

和歌山 (6名)	新井 勝一	新和運輸(株)
	大浦 寛海	太陽陸送(株)
	阪本 享三	(株)酒本運送
	平野 嘉孝	和扇運輸(株)
	和田 耕司	(株)和田物流
	渡邊 孝富	(株)渡辺産業運輸
滋賀 (7名)	岡田 博	京阪運輸(株)
	甲斐切 稔	甲西陸運(株)
	下司 清一	(株)下司運送
	坂口 和男	(株)坂口運送
	田中 亨	(株)滋賀ユニック
	西村 隆	彦根ロジスティクス(株)
京都 (14名)	萬木 秀哉	高島運輸(株)
	荒木 律也	荒木運送(株)
	宇野 賢志	(有)宇野エクスプレス
	大島 隆彦	(有)港梱包
	金井 清治	京都産業貨物(株)
	木原 泰博	丸工自動車運送(株)
	田中 実	田中運輸(株)
	内藤 晴之	内藤運輸(株)
	中嶋 守	(株)流通システムナカジマ
	鍋師 重則	(株)京綾貨物輸送
	西畑 義昭	(株)アースカーゴ
	平島 竜二	(株)岸貝物流
	藤田 周士	(株)カシックス
	時田 良夫	(株)京三運輸
員外 (4名)	吉田 敏雄	たちばな運輸(株)
	藤田 年雄	近畿交通共済協同組合
	鈴木 秀雄	近畿交通共済協同組合
	本田 邦彦	近畿交通共済協同組合
	渡邊 武	近畿交通共済協同組合

監事

地域	氏名	会社名
河北	長澤 年夫	共同運輸倉庫(株)
東北	北村 長男	大阪旭運送(株)
東大阪	市川 保一	市川運送(株)
泉州	森 末充	丸高運送(株)
滋賀	渡辺 一郎	八日市物流倉庫(株)
京都	今井 茂雄	丸井今井配送(株)
員外	榎本 尚彦	公認会計士

5. 事務所の状況

事務所の名称	所在地	電話番号
本部		06-6965-2828
大阪北部事務所	大阪市城東区嶋野西2-11-2 (大阪府トラック総会館内)	06-6965-2831
大阪南部事務所		06-6965-2833
河北事務所	吹田市岸部南2-38-3 (北部地区輸送サービスセンター内)	06-6381-6544
泉州事務所	堺市西区浜寺石津町中1-9-19 (南部地区輸送サービスセンター内)	072-247-1701
奈良事務所	大和郡山市額田部北町981-6 (奈良県トラック会館内)	0743-59-1701
和歌山事務所	和歌山市田中町5-4-13シャントイ田中町2F-A	073-422-2451
滋賀事務所	草津市若竹町2-31	077-516-0001
京都事務所	京都市伏見区竹田向代町51-5 (京都自動車会館内)	075-671-1894

キンコウセーフティ株式会社の概要

名 称 キンコウセーフティ株式会社
 代表取締役社長 小田原 武
 所 在 地 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2
 (大阪府トラック総合会館内)
 資 本 金 1,000万円 (近畿交通共済協同組合100%出資)
 設 立 年 月 日 平成13年10月2日
 代 理 店 登 録 平成13年11月8日
 契約損保会社 東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、
 AIG損害保険(株)
 電 話 06-6965-2561
 F A X 06-6965-2830

[取扱い商品]

運送業者賠償責任保険

(幹事会社：東京海上日動火災保険(株))

自動車保険

火災保険

傷害保険



近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 TEL.06-6965-2828(代) FAX.06-6965-2838
<https://www.kinkyo.or.jp> E-mail : kinkyo@kinkyo.or.jp

2020年8月20日発行(500)

